

(介 1 5 3)
令和 4 年 2 月 10 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

令和 3 年度地域支援事業交付金交付要綱の改正点について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、地域支援事業につきましては、厚生労働省において実施要綱等が示されており、本会からも「令和3年度地域支援事業実施要綱の改正点について（R3.9.27（介98））」にてお知らせしているところです。

今般、今年度の地域支援事業の実施にあたり、地域支援事業交付金交付要綱の一部が改正されましたので情報提供申し上げます。

主な改正点として、基準額の計算式について令和3年度の計算式に改正することや、提出様式の必要事項の整理等については、業務効率化に向けたRPA事業の活用結果を踏まえ、提出様式への反映を行うこと、総合事業の上限制度の運用等の見直し等が記されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、郡市区医師会及び会員の先生方への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

【添付資料】

○介護保険最新情報 vol.1033

令和 3 年度地域支援事業交付金交付要綱の改正点について

(令 4.2.7 事務連絡 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課)

○地域支援事業交付金の交付について

(令 4.2.7 厚生労働省発老 0207 第 3 号 厚生労働省事務次官通知)

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和3年度地域支援事業交付金交付要綱の

改正点について

計2枚（本紙を除く）

Vol.1033

令和4年2月7日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3982、3986)

FAX : 03-3503-7894

事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 7 日

各都道府県介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
地域包括ケア推進係

令和 3 年度地域支援事業交付金交付要綱等の改正点について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年度の地域支援事業の実施に当たり、今般、下記通知の一部が改正されたところで
す。

つきましては、改正点について、別紙のとおりまとめましたので、参考としていただくと
ともに、貴管内市町村への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

記

「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年 5 月 23 日付け厚生労働省発老第
0523003 号厚生労働事務次官通知）

厚生労働省ウェブサイト掲載先：

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000635028.pdf>

厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課 地域包括ケア推進係 TEL：03-5253-1111(内線 3982、3986) FAX：03-3503-7894
--

令和3年度地域支援事業交付金交付要綱の主な改正点

「地域支援事業交付金の交付について」(平成20年5月23日厚生労働省発老第0523003号厚生労働事務次官通知)

(1) 基準額の計算式

令和2年度の上限額の計算式について、令和3年度における高齢者の伸び率を乗じる等、令和3年度の計算式に改正する。

(2) 地域包括支援センターの運営費に関する特例的な取扱い(猶予期間)の終了

地域包括支援センターの運営費は、総支出から予防のプラン作成に係る収入分を差し引いた額が交付される取扱いとしているが、平成28年度の会計検査院意見表示では、包括的支援事業(総合相談業務等)と予防プランの作成業務を兼務する職員について、重複した形で交付されている実態があった。

このため、平成29年度から本取扱いを明確化することとした一方、安定的な事業の実施に配慮し、令和2年度までは猶予期間を置いていたところ、これを終了する。

(3) 交付額の算定方法の変更

社会福祉法第106条の4に基づく重層的支援体制整備事業を実施する市町村への交付金の交付について、従来の算定方法により得た額から、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を控除した額を選定する。

(4) 提出様式の必要事項の整理等

重層的支援体制整備事業の創設に伴う改正をはじめ、業務効率化に向けたRPA事業()の活用結果を踏まえ、提出様式への反映(効率的に集計可能なフォーマットに修正)を行う。

() RPA : Robotic Process Automation

(5) 総合事業の上限制度の運用等の見直し

総合事業における事業費の上限額超過について、ガイドラインで示している判断事由を「例示」とする取扱いをやめ、ガイドラインで示している判断事由のみ個別協議を認めることとする。また、やむを得ない事情と考えられる新たな協議理由を追加する。

厚生労働省発老0207第3号

令和4年2月7日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

(公 印 省 略)

地域支援事業交付金の交付について

介護保険法（平成9年法律第123号）第122条の2に基づく交付金の交付については、平成20年5月23日厚生労働省発老第0523003号本職通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和3年4月1日から適用することとされたので通知する。

については、事業の実施について特段の御配慮をお願いするとともに、管内市町村に対して周知を図り、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

地域支援事業交付金交付要綱の新旧対照表

改正後（新）				改正前（旧）			
地域支援事業交付金交付要綱				地域支援事業交付金交付要綱			
<p>1～3 （略）</p> <p>4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。</p> <p>ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費（ ）の実支出額から指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、総事業費（ ）から指定介護予防支援等にかかる収入額を含む寄付金その他の収入額とを控除した額とを比較して少ない方の額から、令和4年2月4日厚生労働省発子0204第2号、社援0204第4号、障0204第1号、老0204第1号厚生労働事務次官通知の別紙「重層的支援体制整備事業交付金交付要綱」（以下「重層的支援体制整備事業交付要綱」という。）に定める地域包括支援センターの運営に要する費用相当額、地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額及び生活支援体制整備事業に要する費用相当額（以下「重層的支援体制整備事業に要する費用相当額」という。）を控除した額を選定する。</p> <p>（ ）指定介護予防支援及び第一号介護予防支援（以下「指定介護予防支援等」という。）の業務にかかる経費を含むものとし、同業務を指定居宅介護支援事業所へ委託している場合の委託費も含むものとするほか、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を含むものとする。</p> <p>イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、算定省令により市町村ごとに算定された額（以下「総合事業調整交付金」という。）を加えた額から、重層的支援体制整備事業交付要綱に定める総合事業調整交付金の額を控除した額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>				<p>1～3 （略）</p> <p>4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。</p> <p>ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費（ ）の実支出額から指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、<u>総事業費（ ）から指定介護予防支援等にかかる収入額を含む寄付金その他の収入額とを控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、第1欄の包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の区分については、本算出方法による選定額では、地域包括支援センターの実施に支障を来し、地域住民の生活に大きな影響を及ぼすことが予想される場合等には、最長令和2年度までの間において、個別協議を実施し、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）が特に必要と認める場合に限り、個別協議により認められた額を選定額に置き換えるものとする。</u></p> <p>（ ）指定介護予防支援及び第一号介護予防支援（以下「指定介護予防支援等」という。）の業務にかかる経費を含むものとし、同業務を指定居宅介護支援事業所へ委託している場合の委託費も含むものとする。</p> <p>イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、算定省令により市町村ごとに算定された額（以下「総合事業調整交付金」という。）を加えた額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>			
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
介護予防・日常生活支援総合事業	一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額	（略）	（略）	介護予防・日常生活支援総合事業	一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額	（略）	（略）

改正後（新）				改正前（旧）			
	<p>イ 当該市町村における（ 1）に掲げる額から（2） ）に掲げる額を控除して 得た額 （1）平成26年度予防給付 費額（介護予防訪問介護 、介護予防通所介護、介 護予防支援に係るもの に限る。）及び平成26年 度介護予防等事業費額 の合算額に、平成27年度 から令和3年度までの 各年度における75歳以 上被保険者数変動率を 乗じて得た額 （2）令和3年度の介護 予防支援給付費額</p> <p>ロ 当該市町村における （1）に掲げる額から（ 2）に掲げる額を控除し て得た額 （1）平成26年度の予防給 付費額及び平成26年度 介護予防等事業費額の 合算額に、平成27年度か ら令和3年度までの各 年度における75歳以上 被保険者数変動率を乗 じて得た額 （2）令和3年度の予防給</p>				<p>イ 当該市町村における（ 1）に掲げる額から（2） ）に掲げる額を控除して 得た額 （1）平成26年度予防給付 費額（介護予防訪問介護 、介護予防通所介護、介 護予防支援に係るもの に限る。）及び平成26年 度介護予防等事業費額 の合算額に、平成27年度 から令和2年度までの 各年度における75歳以 上被保険者数変動率を 乗じて得た額 （2）令和2年度の介護 予防支援給付費額</p> <p>ロ 当該市町村における （1）に掲げる額から（ 2）に掲げる額を控除し て得た額 （1）平成26年度の予防給 付費額及び平成26年度 介護予防等事業費額の 合算額に、平成27年度か ら令和2年度までの各 年度における75歳以上 被保険者数変動率を乗 じて得た額 （2）令和2年度の予防給</p>		

改正後（新）				改正前（旧）			
	<p>付費額</p> <p>二 平成27年度から平成29年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第37条の13第8項第8号に規定される特定事情市町村と認められた市町村</p> <p>前号に定める額と、次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び介護保険法施行令第37条の13第8項第6号に規定される経過的特定予防給付費額の合算額に平成30年度から令和3年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号イ（2）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>ロ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び予防給付費額の合算額に平成30年度から令和3年度までの各年度における75歳以上被保険</p>				<p>付費額</p> <p>二 平成27年度から平成29年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第37条の13第8項第8号に規定される特定事情市町村と認められた市町村</p> <p>前号に定める額と、次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び介護保険法施行令第37条の13第8項第6号に規定される経過的特定予防給付費額の合算額に平成30年度から令和2年度までの各年度における75歳以上被保険</p>		

改正後（新）				改正前（旧）			
	<p>者数変動率を乗じて得た額から前号口（2）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>1 75歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第140条の62の10により算定される率</p> <p>2 平成28年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和3年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、口（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和3年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>3 平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成28年</p>				<p>者数変動率を乗じて得た額から前号口（2）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>1 75歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第140条の62の10により算定される率</p> <p>2 平成28年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和2年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、口（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和2年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>3 平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成28年</p>		

改正後（新）				改正前（旧）			
	<p>度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和3年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、口（1）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和3年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。</p>				<p>度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和2年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、口（1）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和2年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。</p>		
包括的支援事業 （地域包括支援センターの運営） 及び任意事業	（略）	（略）	（略）	包括的支援事業 （地域包括支援センターの運営） 及び任意事業	（略）	（略）	（略）
包括的支援事業 （社会保障充実分）	（略）			包括的支援事業 （社会保障充実分）	（略）		

改正後（新）	改正前（旧）
<p>5 （略）</p> <p>6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。</p> <p>(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、<u>当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。以下「地方厚生（支）局長」という。）</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>(3)～(8) （略）</p> <p>7～15 （略）</p> <p><u>16 重層的支援体制整備事業を実施する場合には、4に定めるとおり、同事業に要する費用相当額と地域支援事業の実施に要する額を合算した額を、第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と比較することにより上限額が管理されることに留意すること。</u></p> <p>別紙様式第1 （略）</p>	<p>5 （略）</p> <p>6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。</p> <p>(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、<u>地方厚生（支）局長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>(3)～(8) （略）</p> <p>7～15 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>別紙様式第1 （略）</p>

改正後（新）

別紙様式第2

第 号
(元号) 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

市 町 村 長
広域連合代表
組 合 長

(元号) 年度地域支援事業交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 交付金申請額

	金	円
内訳 介護予防・日常生活支援総合事業	金	円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)		
及び任意事業	金	円
包括的支援事業(社会保障充実分)	金	円

2 添付書類(以下該当する様式のみを添付すること)

全事業共通

- (1) (元号) 年度地域支援事業交付金所要額調(様式1)
- (2) (元号) 年度任意事業実施計画書(様式2)
- (3) (元号) 年度包括的支援事業(社会保障充実分)計画書(様式3)
- (4) (元号) 年度歳入歳出予算書(見込書)抄本

該当がある場合のみ

- (5) (元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書(様式1別添1)

改正前（旧）

別紙様式第2

第 号
(元号) 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

市 町 村 長
広域連合代表
組 合 長



(元号) 年度地域支援事業交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 交付金申請額

	金	円
内訳 介護予防・日常生活支援総合事業	金	円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)		
及び任意事業	金	円
包括的支援事業(社会保障充実分)	金	円

2 添付書類(以下該当する様式のみを添付すること)

全事業共通

- (1) (元号) 年度地域支援事業交付金所要額調(様式1)
- (2) (元号) 年度任意事業実施計画書(様式2)
- (3) (元号) 年度包括的支援事業(社会保障充実分)計画書(様式3)
- (4) (元号) 年度歳入歳出予算書(見込書)抄本

該当がある場合のみ

- (5) (元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書(様式1別添1)

包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)について該当がある場合のみ
(6) (元号) 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)の特例額適用に係る状況調書(様式4)

改正後（新）

別紙様式第2様式1別添1

(元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書

介護予防・日常生活支援総合事業(交付要綱3のアの事業)

実施主体	市
実施時期	年 月 日から実施
対象経費支出予定額	円
上限額	
(1) 原則の上限額	円
(2) 選択可能な上限額(給付全体)	円
(3) 特例イ	円
(4) 特例ロ	円
上限超過の理由(以下の理由に該当する箇所に を付け、具体的な内容を記載すること)	
	介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等
	介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等
	小規模市町村で通いの場の新たな整備等
	令和3年度申請における75歳以上人口変動率(平成30年度から令和2年度の平均)がマイナスであり、即時的に事業費の上限に合わせる事が困難である場合
	介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額の平成30年度から令和3年度の変動率が、令和3年度申請における75歳以上人口変動率(平成30年度から令和2年度の平均)よりも大きい場合、仮にその差分に相当する介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額()が算定式から控除されていなければ、個別協議が不要である場合()令和3年度の介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額に、介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額の平成30年度から令和3年度の変動率と令和3年度申請における75歳以上人口変動率(平成30年度から令和2年度の平均)の差分を乗じた金額。
内容 (具体的に記載)	

上限額のうち、「(3) 特例イ」、「(4) 特例ロ」は、それぞれ介護保険法施行令第37条の13第4項第2号の「イ」、「ロ」とする。
 上限額引き上げは、当該年度一時的に費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減する見込みがあることが前提。
 上限超過の理由として、該当箇所に を付けた場合には以下の点に留意の上、具体的に内容を記載すること、個別協議については、理由によっては認められない場合もあるので留意すること。
 ・介護予防に効果的なプログラムを新たに導入…具体的に新たに導入したプログラム内容を具体的に記載すること。なお、原則として導入した年度のみ個別協議が認められるものとする。
 ・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足…県内の市町村との比較が隣接市町村との比較かなど具体的な比較方法を数値も含めて記載する。
 ・小規模市町村で通いの場の新たな整備…整備に要した額を具体的に記載する。

改正前（旧）

別紙様式第2様式1別添1

(元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書

介護予防・日常生活支援総合事業(交付要綱3のアの事業)

実施主体	市
実施時期	年 月 日から実施
対象経費支出予定額	円
上限額	
(1) 原則の上限額	円
(2) 選択可能な上限額(給付全体)	円
(3) 特例イ	円
(4) 特例ロ	円
上限超過の理由(以下の理由に該当する箇所に を付け、具体的な内容を記載すること)	
	介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等
	介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等
	小規模市町村で通いの場の新たな整備等
	その他
内容 (具体的に記載)	

上限額のうち、「(3) 特例イ」、「(4) 特例ロ」は、それぞれ介護保険法施行令第37条の13第4項第2号の「イ」、「ロ」とする。
 上限額引き上げは、当該年度一時的に費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減する見込みがあることが前提。
 上限超過の理由として、該当箇所に を付けた場合には以下の点に留意の上、具体的に内容を記載すること、個別協議については、理由によっては認められない場合もあるので留意すること。
 ・介護予防に効果的なプログラムを新たに導入…具体的に新たに導入したプログラム内容を具体的に記載すること。なお、原則として導入した年度のみ個別協議が認められるものとする。
 ・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足…県内の市町村との比較が隣接市町村との比較かなど具体的な比較方法を数値も含めて記載する。
 ・小規模市町村で通いの場の新たな整備…整備に要した額を具体的に記載する。
 ・その他…内容が詳細に分かるように具体的に記載する。

改正後（新）

別紙様式第2様式1別添2

市町村名:

地域包括支援センター運営費別表

	金額(円)	別紙様式 において 対応する欄	備考
総事業費(ア)	0円	A欄	指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。
寄付金その他の収入額(イ)	0円	B欄	
うち指定介護予防支援等 にかかる収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を 乗じた金額を記入すること。
差引額(エ)(ア-イ)	0円	C欄	
地域包括支援センターの運営 にかかる対象経費支出予定額 (オ)	0円		指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託 を行っている場合における委託費を含む。
指定介護予防支援等にかかる 収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を 乗じた金額を記入すること。
差引額(カ)(オ-ウ)	0円	D欄	

改正前（旧）

別紙様式第2様式1別添2

市町村名:

地域包括支援センター運営費別表

	金額(円)	別紙様式 において 対応する欄	備考
総事業費(ア)	0円	A欄(注)	指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託 を行っている場合における委託費を含む。
寄付金その他の収入額(イ)	0円	B欄(注)	
うち指定介護予防支援等 にかかる収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を 乗じた金額を記入すること。
差引額(エ)(ア-イ)	0円	C欄(注)	
地域包括支援センターの運営 にかかる対象経費支出予定額 (オ)	0円		指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託 を行っている場合における委託費を含む。
指定介護予防支援等にかかる 収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を 乗じた金額を記入すること。
差引額(カ)(オ-ウ)	0円	D欄(注)	
特別額	0円	(注)	別紙様式第2様式4における協議額を記入。

注 特別額への記入がある場合、当該額をD欄に記入し、A～C欄は空欄とすること。

改正後（新）	改正前（旧）
別紙様式第2様式2別添1（略）	別紙様式第2様式2別添1（略）

改正後（新）

別紙様式第2様式2別添2

（元号） 年度介護用品支給事業計画書

市町村名：

（1）前年度までの支給実績

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
千円	千円	千円	千円	千円
(対上限額割合 %)	(対上限額割合 %)	(対上限額割合 %)	(対上限額割合 %)	(対上限額割合 %)

（2）高齢者の個別の状態を踏まえた自立支援の観点に立った適切な用品の支給方策

--

（3）地域包括支援センター運営費・任意事業における各施策のあり方の検討

事項	各施策の課題と推進策等の検討状況
地域包括支援センター運営費	【地域包括支援センターの意向】 協議、聞き取り等を行うこと。
	【運営協議会コメント】 運営協議会に諮ること。
	【上記を踏まえた市町村の対応方針】
介護用品支給以外の任意事業	
介護用品の支給	

（4）介護用品支給の廃止・縮小に向けた具体的方策

--

【参考】各年度の対応（検討している内容等があれば記載。）

2019年度（実績）	
2020年度（実績）	
2021年度（予定）	
2022年度（予定）	

改正前（旧）

別紙様式第2様式2別添2

（元号） 年度介護用品支給事業計画書

市町村名：

（1）前年度までの支給実績

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
千円	千円	千円	千円	千円
(対上限額割合 %)	(対上限額割合 %)	(対上限額割合 %)	(対上限額割合 %)	(対上限額割合 %)

（2）高齢者の個別の状態を踏まえた自立支援の観点に立った適切な用品の支給方策

--

（3）地域包括支援センター運営費・任意事業における各施策のあり方の検討

事項	各施策の課題と推進策等の検討状況
地域包括支援センター運営費	【地域包括支援センターの意向】 協議、聞き取り等を行うこと。
	【運営協議会コメント】 運営協議会に諮ること。
	【上記を踏まえた市町村の対応方針】
介護用品支給以外の任意事業	
介護用品の支給	

（4）介護用品支給の廃止・縮小に向けた具体的方策

--

【参考】各年度の対応（検討している内容等があれば記載。）

2019年度（実績）	
2019年度（実績）	
2020年度（実績）	
2021年度（予定）	

改正後（新）	改正前（旧）
別紙様式第2様式3（略）	別紙様式第2様式3（略）

改正後（新）

改正前（旧）

別紙様式第2様式4（削除）

別紙様式第2様式4

（元号） 年度包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の
特例額適用に係る状況調査

市町村名	
------	--

原則の計算方法（※）により算出される額	円
---------------------	---

協議額	円
-----	---

※ 4イによる計算方法

原則の計算式を適用することにより地域包括支援センターの運営の委託を受けた法人の事業の実施に支障を来し、地域住民の生活に大きな影響を及ぼすことが予想される場合等における具体的な内容

（1）事業の内容

（2）事業の規模（利用者数、事業費等）

（3）事業が実施できなくなった場合の地域への影響

改正後（新）

別紙様式第3

第 号
(元号) 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

市 町 村 長
広域連合代表
組 合 長

(元号) 年度地域支援事業交付金の変更交付申請について

(元号) 年 月 日 厚発 第 号で交付決定を受けた標記交付金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	今回追加交付（一部取消）申請額	金	円
}	内訳 交付金既交付決定額	金	円
	変更後交付金所要額	金	円

		交付金既交付決定額(A)	変更後交付金所要額(B)	今回追加交付（一部取消）申請額(B)-(A)
地域支援事業交付金		円	円	円
内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業			
	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業			
	包括的支援事業(社会保障充実分)			

2 変更を必要とする理由

3 変更に必要な諸様式については、申請手続の様式に準ずる。

保 険 者 名	
都道府県コード	市区町村コード C・D

改正前（旧）

別紙様式第3

第 号
(元号) 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

市 町 村 長
広域連合代表
組 合 長



(元号) 年度地域支援事業交付金の変更交付申請について

(元号) 年 月 日 厚発 第 号で交付決定を受けた標記交付金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	今回追加交付（一部取消）申請額	金	円
}	内訳 交付金既交付決定額	金	円
	変更後交付金所要額	金	円

		交付金既交付決定額(A)	変更後交付金所要額(B)	今回追加交付（一部取消）申請額(B)-(A)
地域支援事業交付金		円	円	円
内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業			
	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業			
	包括的支援事業(社会保障充実分)			

2 変更を必要とする理由

3 変更に必要な諸様式については、申請手続の様式に準ずる。

保 険 者 名	
都道府県コード	市区町村コード C・D

改正後（新）

改正前（旧）

別紙様式第4

別紙様式第4

第 号
(元号) 年 月 日

第 号
(元号) 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

地方厚生(支)局長 殿

市 町 村 長
広域連合代表
組 合 長

市 町 村 長
広域連合代表
組 合 長



(元号) 年度地域支援事業交付金の事業実績報告について

(元号) 年度地域支援事業交付金の事業実績報告について

(元号) 年 月 日 厚発 第 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

(元号) 年 月 日 厚発 第 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

全事業共通

- 1 (元号) 年度地域支援事業交付金精算書(様式1)
- 2 (元号) 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)実施報告書(様式2)
- 3 (元号) 年度任意事業実施報告書(様式3)
- 4 (元号) 年度包括的支援事業(社会保障充実分)実施報告書(様式4)
- 5 (元号) 年度歳入歳出決算(見込)書抄本

(内訳として、支給実績内訳書(円単位、任意様式)等を添付すること。)

(添付書類)

全事業共通

- 1 (元号) 年度地域支援事業交付金精算書(様式1)
- 2 (元号) 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)実施報告書(様式2)
- 3 (元号) 年度任意事業実施報告書(様式3)
- 4 (元号) 年度包括的支援事業(社会保障充実分)実施報告書(様式4)
- 5 (元号) 年度歳入歳出決算(見込)書抄本

(内訳として、支給実績内訳書(円単位、任意様式)等を添付すること。)

該当がある場合のみ

- 6 (元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書(様式1別添1)

該当がある場合のみ

- 6 (元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書(様式1別添1)

保 険 者 名	
都道府県コード*	市区町村コード* C・D

保 険 者 名	
都道府県コード*	市区町村コード* C・D

改正後（新）

別紙様式第4様式1別添1

(元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書

介護予防・日常生活支援総合事業(交付要綱3のアの事業)

実施主体	市		
実施時期	(元号) 年 月 日から実施		
実績額	0円	(計画額:	0円)
上限額			
(1) 原則の上限額	0円		
(2) 選択可能な上限額(給付全体)	0円		
(3) 特例イ	0円		
(4) 特例ロ	0円		
上限超過の理由(下記の理由に該当する箇所に を付け、具体的な内容を記載すること)			
	介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等		
	介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等		
	小規模市町村で通いの場の新たな整備等		
	令和3年度申請における75歳以上人口変動率(平成30年度から令和2年度の平均)がマイナスであり、即時的に事業費の上限に合わせる事が困難である場合		
	介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額の平成30年度から令和3年度の変動率が、令和3年度申請における75歳以上人口変動率(平成30年度から令和2年度の平均)よりも大きい場合、仮にその差分に相当する介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額()が算定式から控除されていなければ、個別協議が不要である場合()令和3年度の介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額に、介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額の平成30年度から令和3年度の変動率と令和3年度申請における75歳以上人口変動率(平成30年度から令和2年度の平均)の差分を乗じた金額。		
	病気などの大流行、災害の発生等により要支援者等が急増		
内容(具体的に記載)			

上限額のうち、「(3) 特例イ」、「(4) 特例ロ」は、それぞれ介護保険法施行令第37条の13第4項第2号の「イ」、「ロ」とする。
 上限引き上げは、当該年度一時的に費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減する見込みがあることが前提。
 上限超過の理由として、該当箇所に を付けた場合には以下の点に留意の上、具体的に内容を記載すること。個別協議については、理由によっては認められない場合もあるので留意すること。
 ・介護予防に効果的なプログラムを新たに導入・・・具体的に新たに導入したプログラム内容を具体的に記載すること。なお、原則として導入した年度のみ個別協議が認められるものとする。
 ・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足・・・県内の市町村との比較が隣接市町村との比較かなど具体的な比較方法を数値も含めて記載する。
 ・小規模市町村で通いの場の新たな整備・・・整備に要した額を具体的に記載する。

改正前（旧）

別紙様式第4様式1別添1

(元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書

介護予防・日常生活支援総合事業(交付要綱3のアの事業)

実施主体	市		
実施時期	(元号) 年 月 日から実施		
実績額	0円	(計画額:	0円)
上限額			
(1) 原則の上限額	0円		
(2) 選択可能な上限額(給付全体)	0円		
(3) 特例イ	0円		
(4) 特例ロ	0円		
上限超過の理由(下記の理由に該当する箇所に を付け、具体的な内容を記載すること)			
	介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等		
	介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等		
	小規模市町村で通いの場の新たな整備等		
	その他		
内容(具体的に記載)			

上限額のうち、「(3) 特例イ」、「(4) 特例ロ」は、それぞれ介護保険法施行令第37条の13第4項第2号の「イ」、「ロ」とする。
 上限引き上げは、当該年度一時的に費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減する見込みがあることが前提。
 上限超過の理由として、該当箇所に を付けた場合には以下の点に留意の上、具体的に内容を記載すること。個別協議については、理由によっては認められない場合もあるので留意すること。
 ・介護予防に効果的なプログラムを新たに導入・・・具体的に新たに導入したプログラム内容を具体的に記載すること。なお、原則として導入した年度のみ個別協議が認められるものとする。
 ・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足・・・県内の市町村との比較が隣接市町村との比較かなど具体的な比較方法を数値も含めて記載する。
 ・小規模市町村で通いの場の新たな整備・・・整備に要した額を具体的に記載する。
 ・その他・・・内容が詳細に分かるように具体的に記載する。

改正後（新）

改正前（旧）

別紙様式第4様式1別添2

別紙様式第4様式1別添2

市町村名:

地域包括支援センター運営費別表

地域包括支援センター運営費別表

	金額(円)	別紙様式 において 対応する欄	備考
総事業費(ア)	0円	A欄	指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、指定介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。
寄付金その他の収入額(イ)	0円	B欄	
うち指定介護予防支援等 にかかる収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を 乗じた金額を記入すること。
差引額(エ)(ア-イ)	0円	C欄	
地域包括支援センターの運営 にかかる対象経費支出予定額 (オ)	0円		指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委 託を行っている場合における委託費を含む。
指定介護予防支援等にかかる 収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を 乗じた金額を記入すること。
差引額(カ)(オ-ウ)	0円	D欄	

	金額(円)	別紙様式 において 対応する欄	備考
総事業費(ア)	0円	A欄(注)	指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、指定介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所 へ委託を行っている場合における委託費を含む。
寄付金その他の収入額(イ)	0円	B欄(注)	
うち指定介護予防支援等 にかかる収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を 乗じた金額を記入すること。
差引額(エ)(ア-イ)	0円	C欄(注)	
地域包括支援センターの運営 にかかる対象経費支出額(オ)	0円		指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委 託を行っている場合における委託費を含む。
指定介護予防支援等にかかる 収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を 乗じた金額を記入すること。
差引額(カ)(オ-ウ)	0円	D欄(注)	
特例額	0円	(注)	別紙様式第2様式4による協議を行い、地方厚生(支)局長が特 に必要と認めた場合、その認められた額を記入する。

注 特例額への記入がある場合、当該額をD欄に記入し、A～C欄は空欄とすること。

改正後（新）	改正前（旧）
別紙様式第4様式2（略）	別紙様式第4様式2（略）

改正後（新）

改正前（旧）

別紙様式第4様式3

別紙様式第4様式3

（元号） 年度任意事業実施報告書

（元号） 年度任意事業実施報告書

任意事業（交付要綱3のウの事業）

任意事業（交付要綱3のウの事業）

介護保険法第115条の45第3項に基づく事業		ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他の事業	
実施主体		—市	
実施期間（開始年月日～終了年月日）		(元号) 年 月 日	(元号) 年 月 日
事業費	計画額		
	実績額		
事業名	事業費	事業内容	効果

介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他の事業	
	実施主体	—市
	実施期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日
	事業費	円 (計画額: 円)
事業名 (事業費)	実施内容	効果
(円)		
(円)		
(円)		
(円)		
(円)		

（注）

（注）

- 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「 」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別葉で作成し、要綱等関係書類を添付すること。
- 「事業費」には、対象経費実支出額を記入し、計画額には実施計画時の対象経費支出予定額を記入すること。
- 「事業名」には、様式3別添より選択し、番号のみ記入すること。
- 「事業内容」には、ア～ウの各事業の事業内容を具体的かつ簡潔に記入すること。
- 「効果」には、事業計画書の目標に対して達成した効果について、定量的・定性的な観点から記入すること。

- 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「 」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は別葉で作成し、要綱等関係書類を添付すること。（交付申請時に添付した書類から変更がない場合は、省略可。）
- 「事業名（事業費）」について、事業名は様式3別添より番号及び事業名を記入し、事業費には対象経費実支出額を記入し、計画額には実施計画時の対象経費支出予定額を記入すること。
- 「実施内容」は、具体的かつ簡潔に記入すること。
- 「効果」には、事業計画書の目標に対して達成した効果について、定量的・定性的な観点から記入すること。

改正後（新）	改正前（旧）
<p data-bbox="136 215 470 255">別紙様式第4様式3別添（略）</p> <p data-bbox="136 295 425 335">別紙様式第4様式4（略）</p>	<p data-bbox="1122 215 1456 255">別紙様式第4様式3別添（略）</p> <p data-bbox="1122 295 1411 335">別紙様式第4様式4（略）</p>

改正後（新）

改正前（旧）

別紙様式第5

別紙様式第5

番 号

番 号

(元号) 年度地域支援事業交付金交付決定通知書

(元号) 年度地域支援事業交付金交付決定通知書

(市町村名)

(市町村名)

(元号) 年 月 日 第 号で申請のあった介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の2に基づく(元号) 年度地域支援事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭

(元号) 年 月 日 第 号で申請のあった介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の2に基づく(元号) 年度地域支援事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭

和30年法律第179号)(以下「適正化法」という。)

和30年法律第179号)(以下「適正化法」という。)

(元号) 年 月 日 厚発 第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第8条の規定により通知する。

(元号) 年 月 日 厚発 第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第8条の規定により通知する。

(元号) 年 月 日

(元号) 年 月 日

都道府県知事

都道府県知事 氏 名



1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)(元号)〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)(元号) 年 月 日 第 号申請書記載のとおり)の3に定める事業であり、その内容は { (元号) 年 月 日 第 号申請書記載のとおり } である。

1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)(元号)〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)(元号) 年 月 日 第 号申請書記載のとおり)の3に定める事業であり、その内容は { (元号) 年 月 日 第 号申請書記載のとおり } である。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
交付金の額	金	円

事業に要する経費	金	円
交付金の額	金	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費	交付金の額
介護予防・日常生活支援総合事業	金 円	金 円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	金 円	金 円
包括的支援事業(社会保障充実分)	金 円	金 円

区 分	事業に要する経費	交付金の額
介護予防・日常生活支援総合事業	金 円	金 円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	金 円	金 円
包括的支援事業(社会保障充実分)	金 円	金 円

4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。

5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。

6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。

6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。

7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

改正後（新）

別紙様式第6

番 号

(元号) 年度地域支援事業交付金変更交付決定通知書

(市町村名)

(元号) 年 月 日 厚発 第 号で交付決定された(元号) 年度地域支援事業交付金については、(元号) 年 月 日 第 号申請に基づき、(元号) 年 月 日 厚発 第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事

1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号)〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は { (元号) 年 月 日 第 号申請書記載のとおり } である。
2のとおり

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円	(内今回増加(減少)額)	金	円)
交付金の額	金	円	(内今回追加交付(一部取消)額)	金	円)

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費	交付金の額
介護予防・日常生活支援総合事業		
	金 円	金 円
	内今回増加(減少)額 金 円	内今回追加交付(一部取消)額 金 円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業		
	金 円	金 円
	内今回増加(減少)額 金 円	内今回追加交付(一部取消)額 金 円
包括的支援事業(社会保障充実分)		
	金 円	金 円
	内今回増加(減少)額 金 円	内今回追加交付(一部取消)額 金 円

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

改正前（旧）

別紙様式第6

番 号

(元号) 年度地域支援事業交付金変更交付決定通知書

(市町村名)

(元号) 年 月 日 厚発 第 号で交付決定された(元号) 年度地域支援事業交付金については、(元号) 年 月 日 第 号申請に基づき、(元号) 年 月 日 厚発 第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事 氏 名



1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号)〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は { (元号) 年 月 日 第 号申請書記載のとおり } である。
2のとおり

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円	(内今回増加(減少)額)	金	円)
交付金の額	金	円	(内今回追加交付(一部取消)額)	金	円)

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費	交付金の額
介護予防・日常生活支援総合事業		
	金 円	金 円
	内今回増加(減少)額 金 円	内今回追加交付(一部取消)額 金 円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業		
	金 円	金 円
	内今回増加(減少)額 金 円	内今回追加交付(一部取消)額 金 円
包括的支援事業(社会保障充実分)		
	金 円	金 円
	内今回増加(減少)額 金 円	内今回追加交付(一部取消)額 金 円

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

改正後（新）

別紙様式第7

番 号

(元号) 年度地域支援事業交付金交付額確定通知書

(市町村名)

(元号) 年 月 日 厚発 第 号で交付決定された(元号) 年度地域支援事業交付金については、(元号) 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、(元号) 年 月 日 厚発 第 号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知する。

なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、(元号) 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事

(別表)

(元号) 年度地域支援事業交付金交付額確定内訳書

市 町 村 名

		確定額	追加交付額	返還を要する額
地域支援事業交付金		円	円	円
内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	円
	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	円	円	円
	包括的支援事業(社会保障充実分)	円	円	円

改正前（旧）

別紙様式第7

番 号

(元号) 年度地域支援事業交付金交付額確定通知書

(市町村名)

(元号) 年 月 日 厚発 第 号で交付決定された(元号) 年度地域支援事業交付金については、(元号) 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、(元号) 年 月 日 厚発 第 号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知する。

なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、(元号) 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事 氏 名

印

(別表)

(元号) 年度地域支援事業交付金交付額確定内訳書

市 町 村 名

		確定額	追加交付額	返還を要する額
地域支援事業交付金		円	円	円
内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	円
	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	円	円	円
	包括的支援事業(社会保障充実分)	円	円	円

改正後（新）	改正前（旧）
<p>別紙様式第8</p> <p style="text-align: right;">第 号 (元号) 年 月 日</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事</p> <p style="text-align: center;">(標 題)</p> <p>管内市町村から提出された標記申請(報告)書について、関係書類と照合等その内容を審査し、適正であることを確認したので、別添のとおり提出します。</p> <p>記入上の注意 標題は、次のとおり記入する。</p> <p>(1) 当初申請のときは、「(元号) 年度地域支援事業交付金交付申請書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付すること。</p> <p>(2) 変更交付申請のときは、「(元号) 年度地域支援事業交付金変更交付申請書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付すること。</p> <p>(3) 事業実績報告のときは、「(元号) 年度地域支援事業交付金事業実績報告書の提出について」と記入し、精算書市町村別内訳(様式2)を添付すること。</p>	<p>別紙様式第8</p> <p style="text-align: right;">第 号 (元号) 年 月 日</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事 印</p> <p style="text-align: center;">(標 題)</p> <p>管内市町村から提出された標記申請(報告)書について、関係書類と照合等その内容を審査し、適正であることを確認したので、別添のとおり提出します。</p> <p>記入上の注意 標題は、次のとおり記入する。</p> <p>(1) 当初申請のときは、「(元号) 年度地域支援事業交付金交付申請書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付すること。</p> <p>(2) 変更交付申請のときは、「(元号) 年度地域支援事業交付金変更交付申請書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付すること。</p> <p>(3) 事業実績報告のときは、「(元号) 年度地域支援事業交付金事業実績報告書の提出について」と記入し、精算書市町村別内訳(様式2)を添付すること。</p>

地域支援事業交付金交付要綱

(通則)

1 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第122条の2に基づく交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成10年政令第413号)、介護保険法第122条の2第2項に規定する交付金の額の算定に関する省令(平成27年厚生労働省令第58号。以下「算定省令」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的及び趣旨)

2 この交付金は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。)が、地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する。

(交付の対象)

3 この交付金は、それぞれアからウまでに掲げる事業を交付の対象とする。

ア 法第115条の45第1項第1号及び同項第2号に基づき、平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)別記1により市町村が行う事業(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)

イ 法第115条の45第2項各号及び法第115条の48に基づき、実施要綱別記2及び3により市町村が行う事業(以下「包括的支援事業」といい、このうち法第115条の45第2項第1号から第3号までを「包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)」とし、同項第4号から第6号及び法第115条の48に掲げる事業を「包括的支援事業(社会保障充実分)」という。)

ウ 法第115条の45第3項に基づき、実施要綱別記4により市町村が行う事業(以下「任意事業」という。)

(交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費()の実支出額から指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、総事業費()から指定介護予防支援等にかかる収入額を含む寄付金その他の収入額とを控除した額とを比較して少ない方の額から、令和4年2月4日厚生労働省発子0204第2号、社援0204第4号、障0204第1号、老0204第1号厚生労働事務次官通知の別紙「重層的支援体制整備事業交付金交付要綱」(以下「重層的支援体制整備事業交付要綱」という。)に定める地域包括支援センターの運営に要する費用相当額、地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額及び生活支援体制整備事業に要する費用相当額(以下「重層的支援体制整備事業に要する費用相当額」という。)を控除した額を選定する。

()指定介護予防支援及び第一号介護予防支援(以下「指定介護予防支援等」という。)の業務にかかる経費を含むものとし、同業務を指定居宅介護支援事業所へ委託している場合の委託費も含むものとするほか、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を含むものとする。

イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、算定省令により市町村ごとに算定された額(以下「総合事業調整交付金」という。)を加えた額から、重層的支援体制整備事業交付要綱に定める総合事業調整交付金の額を控除した額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
介護予防・日常生活支援総合事業	<p>一 次号に掲げる市町村以外の市町村</p> <p>次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額</p> <p>(1)平成26年度予防給付費額(介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。)及び平成26年度介護予防等事業費額</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料(介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が10万円以下のものに限る。)、備品購入費(介護予防のための器具等を購入する場合は、単価10万円以下のものに限る。)、負担金、補助金</p>	20 / 100

	<p>の合算額に、平成27年度から令和3年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>(2) 令和3年度の介護予防支援給付費額</p> <p>□ 当該市町村における</p> <p>(1) に掲げる額から(2) に掲げる額を控除して得た額</p> <p>(1) 平成26年度の予防給付費額及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から令和3年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>(2) 令和3年度の予防給付費額</p> <p>二 平成27年度から平成29年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第37条の13第8項第8号に規定される特定事情市町村と認められた市町村</p> <p>前号に定める額と、次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び介護保険法施行令第37条の13第8項第6号に規定され</p>	<p>なお、給料、職員手当等及び共済費については、介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型サービスC及び通所型サービスCに従事する保健師に係る経費を除く。</p>	
--	---	---	--

	<p>る経過的特定予防給付費額の合算額に平成30年度から令和3年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号イ(2)に掲げる額を控除して得た額</p> <p>□ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び予防給付費額の合算額に平成30年度から令和3年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号□(2)に掲げる額を控除して得た額</p> <p>1 75歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第140条の62の10により算定される率</p> <p>2 平成28年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ(1)について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和3年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、□(1)について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事</p>		
--	---	--	--

	<p>業費額の合算額に、平成28年度から令和3年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>3 平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ(1)について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和3年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ(1)について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和3年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。</p>		
<p>包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意</p>	<p>平成26年度の包括的支援事業及び任意事業の上限額に当該市町村の65歳以上高齢者数の伸び(注)を乗じて</p>	<p>包括的支援事業及び任意事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役</p>	<p>38.5 / 100</p>

<p>事業</p>	<p>得た額とする。平成 28 年度以降は前年度に算定した基準額に当該市町村の 65 歳以上高齢者数の伸び（注）を乗じて得た額とする（以下「原則の上限額」という。）。 なお、平成 29 年度において、以下の(ア)と(イ)の両方の取組を推進する市町村で、上記の計算式に代えて次の計算式により基準額（下記のと の合計額。以下「特例の上限額」という。）を算出していた場合、引き続き、次の計算式により基準額を算出する。一部事務組合及び広域連合においては、構成市町村ごとに計算した額の合計額を基準額とする。</p> <p>(ア) 少なくとも介護給付適正化の主要 5 事業（介護保険法施行令附則第 8 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業（平成 20 年厚生労働省告示第 31 号）に掲げる事業をいう。）を全て実施していること。</p> <p>(イ) 介護予防・日常生活支援総合事業を実施していること。 平成 26 年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が 12,500 千円未満の市町村</p>	<p>務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、扶助費</p>	
-----------	--	--	--

	<p>は(ア)の要件を満たさなくても可。</p> <p>地域包括支援センターの運営</p> <p>25,000 千円 に 当該市町村の当該年度における 65 歳以上高齢者数を 4,500 で除した値を乗じた額</p> <p>ただし、この計算の結果が 12,500 千円以下の場合は 12,500 千円とする。</p> <p>任意事業の実施</p> <p>930 円に当該市町村の当該年度における 65 歳以上高齢者数を乗じて得た額</p> <p>なお、特例の上限額の範囲内であれば、地域包括支援センターの運営に係る費用は により算出される額を超えても差し支えない。一方、任意事業の実施に係る費用は、以下の(a)又は(b)のいずれか高い金額を超えてはならない。</p> <p>(a) により算出される額</p> <p>(b) 及び の合計額を基準額として選択した年度(=移行年度)の前年度の任意事業実績額 × 当該市町村の 65 歳以上高齢者数の伸び率</p> <p>(注) 10 月 1 日時点の住民基本台帳における 65 歳以上高齢者数の当該年度を除</p>		
--	--	--	--

	<p>く直近3か年の平均伸び率</p>		
<p>包括的支援事業(社会保障充実分)</p>	<p>以下の から の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が認める額とする。</p> <p>なお、就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)の配置及び地域ケア会議については、現に実施されていないことがあり得るが、その場合は、標準額に含めることはできない。</p> <p>実施要綱の別記3の1に掲げる在宅医療・介護連携推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(a)及び(b)の合計額 (a)1,058千円 (b)3,761千円×地域包括支援センター数(注) <p>実施要綱の別記3の2に掲げる生活支援体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置及び協議体の設置 ・第1層(市町村圏域) 8,000千円 <p>ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> ・第2層（日常生活圏域） 4,000千円×日常生活圏域数（法第117条第2項第1号の区域をいう。以下同じ）の数 日常生活圏域が1つである場合は、第2層は算定できない。 ・就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置 8,000千円 ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 実施要綱の別記3の3に掲げる認知症総合支援事業 ・認知症初期集中支援事業 10,266千円 ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・認知症地域支援・ケア向上事業 11,302千円 ただし、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・認知症サポーター活動促進 ・地域づくり推進事業 4,529千円 		
--	--	--	--

	<p>ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <p>実施要綱の別記3の4に掲げる地域ケア会議推進事業</p> <p>・1,272千円×地域包括支援センター数(注)</p> <p>(注) 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。</p>		
--	--	--	--

(交付金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払いをすることができる。

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けず、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
- ア 市町村の長は、別紙様式第2を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第8により関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。
- (2) (1)以外の場合
- 市町村の長は、別紙様式第2を、関係書類とともに、別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。
- (1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
- ア 市町村の長は、別紙様式第3を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第8により関係書類を添えて、毎年度1月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。
- (2) (1)以外の場合
- 市町村の長は、別紙様式第3を、関係書類とともに、毎年度1月末日までに地方厚

生（支）局長に提出するものとする。

（交付決定までの標準的期間）

9 この交付金の交付の決定までの標準的な期間は、次のとおりとする。

(1) 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、7 の(1)のア若しくは 8 の(1)のアによる申請書が到達した日から起算して原則として 1 月以内に地方厚生（支）局長に提出するものとし、地方厚生（支）局長は、申請書が到達した日から起算して原則として 2 月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(2) (1)以外の場合、地方厚生（支）局長は、7 の(2)若しくは 8 の(2)による申請書が到達した日から起算して原則として 2 月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（交付決定の通知）

10 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について地方厚生（支）局長の交付決定（決定の変更を含む。）があったときには、市町村の長に対し、別紙様式第 5 又は別紙様式第 6 により、速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

（実績報告）

11 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、別紙様式第 4 を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの書類を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第 8 により関係書類を添えて、翌年度 6 月末日（6 の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(2) (1)以外の場合

市町村の長は、別紙様式第 4 を、関係書類とともに、翌年度 6 月末日（6 の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（交付金の額の確定の通知）

12 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道

府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について地方厚生（支）局長の交付額の確定があったときには、市町村の長に対し、別紙様式第7により、速やかに確定の通知を行うものとする。

（交付金の返還）

- 13 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

- 14 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

- 15 本事業は、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進事業などの地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるため、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。

その場合、一の事業の担当する職員が、他方の事業の対象者に対して支援を提供することが可能であり、その際の費用について、本交付金へ計上する場合は、総費用を市区町村内の高齢者数、障害者数、子どもの数などの割合に応じて按分するなど、合理的な方法により按分すること。

なお、具体的な取扱いについては、「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」（平成29年3月31日付け健健発0331第1号、雇児総発0331第4号、社援地発0331第1号、障企発0331第1号、老振発0331第1号厚生労働省健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長通知）を参考とすること。

- 16 重層的支援体制整備事業を実施する場合には、4に定めるとおり、同事業に要する費用相当額と地域支援事業の実施に要する額を合算した額を、第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と比較することにより上限額が管理されることに留意すること。

別紙様式第1

(元号) 年度地域支援事業交付金調書

(元号) 年度厚生労働省所管

(地方公共団体名)

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定の額	交付率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

地方厚生(支)局長 殿

市 町 村 長
広域連合代表
組 合 長

(元号) 年度地域支援事業交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 交付金申請額	金	円
〔内訳 介護予防・日常生活支援総合事業 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 及び任意事業 包括的支援事業(社会保障充実分)〕	金 金 金	円 円 円

2 添付書類(以下該当する様式のみを添付すること)

全事業共通

- (1) (元号) 年度地域支援事業交付金所要額調(様式1)
- (2) (元号) 年度任意事業実施計画書(様式2)
- (3) (元号) 年度包括的支援事業(社会保障充実分)計画書(様式3)
- (4) (元号) 年度歳入歳出予算書(見込書)抄本

該当がある場合のみ

- (5) (元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書(様式1別添1)

(元号) 年度地域支援事業交付金所要額調

区 分	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入額 B 円	差引額 C(A - B) 円	対象経費 支出予定額 D 円	基準額 E 円	交付基本額 F 円	交付金所要額 G 円	備 考
1 介護予防・日常生活支援総合事業								
(1)訪問型サービス(第1号訪問事業)								
ア 訪問介護相当サービス								
イ 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)								
ウ 訪問型サービスB(住民主体による支援)								
エ 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)								
オ 訪問型サービスD(移動支援)								
カ その他								
(2)通所型サービス(第1号通所事業)								
ア 通所介護相当サービス								
イ 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)								
ウ 通所型サービスB(住民主体による支援)								
エ 通所型サービスC(短期集中予防サービス)								
オ その他								
(3)その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)								
ア 栄養改善を目的とした配食								
イ 定期的な安否確認及び緊急時の対応								
ウ 訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等								
エ その他								
(4)介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)								
(5)審査支払手数料								
(6)高額介護予防サービス費相当事業等								
(7)一般介護予防事業								
ア 介護予防把握事業								
イ 介護予防普及啓発事業								
ウ 地域介護予防活動支援事業								
エ 一般介護予防事業評価事業								
オ 地域リハビリテーション活動支援事業								
2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業								
(1)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)								
(2)任意事業								
ア 介護給付等費用適正化事業								
イ 家族介護支援事業								
ウ その他の事業								
(ア)成年後見制度利用支援事業								
(イ)福祉用具・住宅改修支援事業								
(ウ)認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業								
(エ)認知症サポーター等養成事業								
(オ)重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業								
(カ)地域自立生活支援事業								
3 小 計(1+2)								
4 包括的支援事業(社会保障充実分)								
(1)在宅医療・介護連携推進事業								
(2)生活支援体制整備事業								
ア 生活支援コーディネーター・協議体								
イ 就労的活動支援コーディネーター								
(3)認知症初期集中支援推進事業								
(4)認知症地域支援・ケア向上事業								
(5)認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業								
(6)地域ケア会議推進事業								
5 合 計(3+4)								

上限設定の選択
総合事業
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・任意事業
包括的支援事業(社会保障充実分)

個別協議の有無
総合事業
包括的支援事業(社会保障充実分)

総合事業調整交付金
調整基準標準事業費額
円
総合事業調整交付金所要額
円

重層的支援体制整備事業の実施有無

重層的支援体制整備事業に要する費用相当額
総額(+ +)
円
地域介護予防活動支援事業費相当額
円
地域包括支援センターの運営費相当額
円
生活支援体制整備事業費相当額
円
ア 生活支援コーディネーター・協議体
円
イ 就労的活動支援コーディネーター
円

保険者名
市区町村コード
都道府県名
都道府県コード
C・D

(注) 1 A欄のうち、地域包括支援センターの運営については、交付要綱4にいう総事業費(指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む、また、指定介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。)を記入すること。
 2 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額(地域包括支援センターの運営については、指定介護予防支援等にかかる収入額)を記入すること。
 3 D欄のうち、地域包括支援センターの運営については、指定介護予防支援等の業務にかかる経費(指定介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。)を含む地域包括支援センターの総経費から、指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した後の経費における対象経費の実支出(予定)額を記入すること。
 4 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
 5 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額から重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を控除した額を記入すること。
 6 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。

(元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書

介護予防・日常生活支援総合事業(交付要綱3のアの事業)

実施主体	市		
実施時期	年 月 日から実施		
対象経費支出予定額	円		
上限額			
(1) 原則の上限額			円
(2) 選択可能な上限額(給付全体)			円
(3) 特例イ			円
(4) 特例ロ			円
上限超過の理由(以下の理由に該当する箇所に を付け、具体的な内容を記載すること)			
	介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等		
	介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等		
	小規模市町村で通いの場の新たな整備等		
	令和3年度申請における75歳以上人口変動率(平成30年度から令和2年度の平均)がマイナスであり、即時的に事業費の上限に合わせることが困難である場合		
	介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額の平成30年度から令和3年度の変動率が、令和3年度申請における75歳以上人口変動率(平成30年度から令和2年度の平均)よりも大きい場合、仮にその差分に相当する介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額()が算定式から控除されていなければ、個別協議が不要である場合 ()令和3年度の介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額に、介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額の平成30年度から令和3年度の変動率と令和3年度申請における75歳以上人口変動率(平成30年度から令和2年度の平均)の差分を乗じた金額。		
内容 (具体的に記載)			

上限額のうち、「(3) 特例イ」、「(4) 特例ロ」は、それぞれ介護保険法施行令第37条の13第4項第2号の「イ」、「ロ」とする。
 上限額引き上げは、当該年度一時的に費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減する見込みがあることが前提。
 上限超過の理由として、該当箇所に を付けた場合には以下の点に留意の上、具体的に内容を記載すること。個別協議については、理由によっては認められない場合もあるので留意すること。
 ・介護予防に効果的なプログラムを新たに導入…具体的に新たに導入したプログラム内容を具体的に記載すること。なお、原則として導入した年度のみ個別協議が認められるものとする。
 ・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足…県内の市町村との比較が隣接市町村との比較かなど具体的な比較方法を数値も含めて記載する。
 ・小規模市町村で通いの場の新たな整備…整備に要した額を具体的に記載する。

市町村名:

地域包括支援センター運営費別表

	金額(円)	別紙様式 において 対応する欄	備考
総事業費(ア)	0円	A欄	指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。
寄付金その他の収入額(イ)	0円	B欄	
うち指定介護予防支援 等にかかる収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。
差引額(エ)(ア - イ)	0円	C欄	
地域包括支援センターの運営 にかかる対象経費支出予定 額(オ)	0円		指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。
指定介護予防支援等にかか る収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。
差引額(カ)(オ - ウ)	0円	D欄	

(元号) 年度任意事業実施計画書

任意事業(交付要綱3のウの事業)

介護保険法第115条の45第3項に基づく事業		ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他の事業	
実施主体		市	
実施期間(開始年月日 ~ 終了年月日)		(元号) 年 月 日	(元号) 年 月 日
事業費			
事業名	事業費	事業内容	実施目標

(注)

- 1 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア~ウの該当する事業の記号に「 」を付けること。また、ア~ウの事業を複数実施している場合は、別葉で作成し、要綱等関係書類を添付すること。
- 2 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。
- 3 「事業名」には、様式2別添1より選択し、番号のみ記入すること。
- 4 「事業内容」には、ア~ウの各事業の事業内容を具体的かつ簡潔に記入すること。
- 5 「実施目標」には、ア~ウの各事業が1年間で達成すべき目標について、定量的・定性的な観点から記入すること。
- 6 様式2別添1の「 介護用品の支給」を実施する場合には、様式2別添2を作成の上、添付すること。

任意事業

介護給付等費用適正化事業	認定調査状況チェック
	ケアプランの点検
	住宅改修等の点検
	医療情報との突合・縦覧点検
	介護給付費通知
	給付実績を活用した分析・検証事業
	介護サービス事業者等への適正化支援事業
家族介護支援事業	介護教室の開催
	認知症高齢者見守り事業
	健康相談・疾病予防等事業
	介護者交流会の開催
	介護自立支援事業
	介護用品の支給
その他の事業	成年後見制度利用支援事業
	福祉用具・住宅改修支援事業
	認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業
	認知症サポーター等養成事業
	重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業
	介護サービスの質の向上に資する事業
	① 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業
	② 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業

(元号) 年度介護用品支給事業計画書

市町村名:

(1) 前年度までの支給実績

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
千円	千円	千円	千円	千円
(対上限額割合 %)	(対上限額割合 %)	(対上限額割合 %)	(対上限額割合 %)	(対上限額割合 %)

(2) 高齢者の個別の状態を踏まえた自立支援の観点に立った適切な用品の支給方策

--

(3) 地域包括支援センター運営費・任意事業における各施策のあり方の検討

事項	各施策の課題と推進策等の検討状況
地域包括支援センター運営費	【地域包括支援センターの意向】 協議、聞き取り等を行うこと。
	【運営協議会コメント】 運営協議会に諮ること。
	【上記を踏まえた市町村の対応方針】
介護用品支給以外の任意事業	
介護用品の支給	

(4) 介護用品支給の廃止・縮小に向けた具体的方策

--

[参考] 各年度の対応(検討している内容等があれば記載。)

2019年度(実績)	
2020年度(実績)	
2021年度(予定)	
2022年度(予定)	

(元号) 年度包括的支援事業(社会保障充実分)実施計画書

包括的支援事業(社会保障充実分)(交付要綱3のイの事業)

実施主体	市					
実施時期	(元号) 年 月 日から実施			(元号) 年 月 日から実施		
	(元号) 年 月 日から実施			(元号) 年 月 日から実施		
社会保障充実分 総事業費	円		標準額 (4事業の合計額)	円		
在宅医療・介護連 携推進事業	事業費	(イ)等の会議	(オ)の相談窓口	(オ)の相談員等	(カ)多職種研修	(カ)その他の研修
	0円	0回	0箇所	0人	0回	0回
生活支援体制整備 事業	事業費	第1層		第2層		就労的活動支援 コーディネーター
		生活支援コーディネーター	協議体	生活支援コーディネーター	協議体	
	0円	0人	0箇所	0人	0箇所	0人
認知症総合支援事 業	事業費	認知症初期集中支援チーム設置	認知症地域支援推進員設置	チームオレンジコーディネーター		
	0円	0箇所	0箇所	0人		
地域ケア会議推進 事業	事業費	地域ケア個別会議		地域ケア推進会議		
	0円	0回		0回		
総事業費が標準額を 超過する主な理由						

(注)

- 1 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。「標準額(4事業の合計額)」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。
- 2 在宅医療・介護連携推進事業の(イ)、(オ)、(カ)については、実施要綱の事業内容イ、オ、カとする。
- 3 「社会保障充実分総事業費」が「標準額(4事業の合計額)」を超過する場合は、「総事業費が標準額を超過する主な理由」に記入すること。

地方厚生(支)局長 殿

市 町 村 長
広域連合代表
組 合 長

(元号) 年度地域支援事業交付金の変更交付申請について

(元号) 年 月 日 厚発 第 号で交付決定を受けた標記交付金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	今回追加交付(一部取消)申請額	金	円
	〔 内訳 交付金既交付決定額 変更後交付金所要額 〕	金	円
		金	円

		交付金既交付 決定額(A)	変更後交付金 所要額(B)	今回追加交付(一部 取消)申請額 (B) (A)
地域支援事業交付金		円	円	円
内 訳	介護予防・日常生活支援 総合事業			
	包括的支援事業(地域包 括支援センターの運営) 及び任意事業			
	包括的支援事業 (社会保障充実分)			

2 変更を必要とする理由

3 変更に必要な諸様式については、申請手続の様式に準ずる。

保 険 者 名					
都道府県コード	市区町村コード	C	D		

地方厚生(支)局長 殿

市 町 村 長
広域連合代表
組 合 長

(元号) 年度地域支援事業交付金の事業実績報告について

(元号) 年 月 日 厚発 第 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

全事業共通

- 1 (元号) 年度地域支援事業交付金精算書(様式1)
- 2 (元号) 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)実施報告書(様式2)
- 3 (元号) 年度任意事業実施報告書(様式3)
- 4 (元号) 年度包括的支援事業(社会保障充実分)実施報告書(様式4)
- 5 (元号) 年度歳入歳出決算(見込)書抄本

(内訳として、支給実績内訳書(円単位、任意様式)等を添付すること。)

該当がある場合のみ

- 6 (元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書(様式1別添1)

保 険 者 名					
都道府県コード	市区町村コード	C・D			

(元号) 年度地域支援事業交付金精算書

Main calculation table with columns: 区分, 総事業費, 寄付金その他の収入額, 差引額, 対象経費実支出額, 基準額, 交付基本額, 交付金所要額, 交付金交付決定額, 交付金受入済額, 差引過不足額 (超過額, 不足額), 備考.

(注) 1 A欄のうち、地域包括支援センターの運営については、交付要綱4にいう総事業費(指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む、)また、指定介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む、)を記入すること。

Table for selection options: 上限設定の選択, 個別協議の有無, 総合事業, 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営・任意事業), 包括的支援事業(社会保険充実分).

Table for summary amounts: 総合事業調整交付金, 調整基準標準事業費額, 総合事業調整交付金所要額.

重層的支援体制整備事業の実施有無

Table for insurance names: 保険者名, 都道府県コード, 市区町村コード.

Table for support center fees: 重層的支援体制整備事業に要する費用相当額, 総額, 地域介護予防活動支援事業費相当額, 地域包括支援センターの運営費相当額, 生活支援体制整備事業費相当額, ア生活支援コーディネーター・協議体, イ就労的活動支援コーディネーター.

(元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書

介護予防・日常生活支援総合事業(交付要綱3のアの事業)

実施主体	市		
実施時期	(元号) 年 月 日から実施		
実績額	0円	(計画額:	0円)
上限額			
(1) 原則の上限額			0円
(2) 選択可能な上限額(給付全体)			0円
(3) 特例イ			0円
(4) 特例ロ			0円
上限超過の理由(下記の理由に該当する箇所に を付け、具体的な内容を記載すること)			
	介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等		
	介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等		
	小規模市町村で通いの場の新たな整備等		
	令和3年度申請における75歳以上人口変動率(平成30年度から令和2年度の平均)がマイナスであり、即時的に事業費の上限に合わせる事が困難である場合		
	介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額の平成30年度から令和3年度の変動率が、令和3年度申請における75歳以上人口変動率(平成30年度から令和2年度の平均)よりも大きい場合、仮にその差分に相当する介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額()が算定式から控除されていなければ、個別協議が不要である場合 ()令和3年度の介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額に、介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額の平成30年度から令和3年度の変動率と令和3年度申請における75歳以上人口変動率(平成30年度から令和2年度の平均)の差分を乗じた金額。		
	病気などの大流行、災害の発生等により要支援者等が急増		
内容 (具体的に記載)			

上限額のうち、「(3) 特例イ」、「(4) 特例ロ」は、それぞれ介護保険法施行令第37条の13第4項第2号の「イ」、「ロ」とする。

上限引き上げは、当該年度一時的に費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減する見込みがあることが前提。

上限超過の理由として、該当箇所に を付けた場合には以下の点に留意の上、具体的に内容を記載すること。個別協議については、理由によっては認められない場合もあるので留意すること。

・介護予防に効果的なプログラムを新たに導入…具体的に新たに導入したプログラム内容を具体的に記載すること。なお、原則として導入した年度のみ個別協議が認められるものとする。

・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足…県内の市町村との比較が隣接市町村との比較かなど具体的な比較方法を数値も含めて記載する。

・小規模市町村で通いの場の新たな整備…整備に要した額を具体的に記載する。

地域包括支援センター運営費別表

	金額(円)	別紙様式 において 対応する欄	備考
総事業費(ア)	0円	A欄	指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、指定介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。
寄付金その他の収入額(イ)	0円	B欄	
うち指定介護予防支援等にかかる収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。
差引額(エ)(ア-イ)	0円	C欄	
地域包括支援センターの運営にかかる対象経費支出予定額(オ)	0円		指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。
指定介護予防支援等にかかる収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。
差引額(カ)(オ-ウ)	0円	D欄	

別紙様式第4様式2

(元号) 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)実施報告書

1 地域包括支援センターの設置状況

(1) 設置状況

	合計	
	直営	委託
地域包括支援センターの設置数		

(2) 委託先の状況

	合計						
	社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉協議会	医療法人	社団・財団法人	NPO法人	その他	
委託先件数							

(3) 職員の状況

	合計			
	保健師	社会福祉士	主任ケアマネジャー	その他
配置数				

「保健師」「社会福祉士」「主任ケアマネジャー」には、それぞれの準ずる者を含む。

保険者名				
都道府県 コード	市区町村コード			C・D

(元号) 年度任意事業実施報告書

任意事業(交付要綱3のウの事業)

介護保険法第115条の45第3項に基づく事業		ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他の事業	
実施主体		市	
実施期間(開始年月日 ~ 終了年月日)		(元号) 年 月 日	(元号) 年 月 日
事業費	計画額		
	実績額		
事業名	事業費	事業内容	効果

(注)

- 1 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア~ウの該当する事業の記号に「」を付けること。また、ア~ウの事業を複数実施している場合は、別葉で作成し、要綱等関係書類を添付すること。
- 2 「事業費」には、対象経費実支出額を記入し、計画額には実施計画時の対象経費支出予定額を記入すること。
- 3 「事業名」には、様式3別添より選択し、番号のみ記入すること。
- 4 「事業内容」には、ア~ウの各事業の事業内容を具体的かつ簡潔に記入すること。
- 5 「効果」には、事業計画書の目標に対して達成した効果について、定量的・定性的な観点から記入すること。

任意事業

介護給付等費用適正化事業	認定調査状況チェック
	ケアプランの点検
	住宅改修等の点検
	医療情報との突合・縦覧点検
	介護給付費通知
	給付実績を活用した分析・検証事業
	介護サービス事業者等への適正化支援事業
家族介護支援事業	介護教室の開催
	認知症高齢者見守り事業
	健康相談・疾病予防等事業
	介護者交流会の開催
	介護自立支援事業
	介護用品の支給
その他の事業	成年後見制度利用支援事業
	福祉用具・住宅改修支援事業
	認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業
	認知症サポーター等養成事業
	重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業
	介護サービスの質の向上に資する事業
	① 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業
	② 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業

(元号) 年度包括的支援事業(社会保障充実分)実施報告書

包括的支援事業(社会保障充実分)(交付要綱3のイの事業)

実施主体	市					
実施時期	から実施			から実施		
	から実施			から実施		
社会保障充実分 総事業費			標準額 (4事業の合計額)			
在宅医療・介護連携推進事業	事業費	(イ)等の会議	(オ)の相談窓口	(オ)の相談員等	(カ)多職種研修	(キ)その他の研修
	0円	0回	0箇所	0人	0回	0回
生活支援体制整備事業	事業費	第1層		第2層		就労的活動支援 コーディネーター
		生活支援コーディネーター	協議体	生活支援コーディネーター	協議体	
	0円	0人	0箇所	0人	0箇所	0人
認知症総合支援事業	事業費	認知症初期集中支援チーム設置	認知症地域支援推進員設置	チームオレンジコーディネーター		
	0円	0箇所	0箇所	0人		
地域ケア会議推進事業	事業費	地域ケア個別会議		地域ケア推進会議		
	0円	0回		0回		

(注)

- 「事業費」には、対象経費実支出額を記入すること。「標準額(4事業の合計額)」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。
- 在宅医療・介護連携推進事業の(ア)から(ク)については、実施要綱の事業内容(ア)から(ク)とする。

(元号) 年度地域支援事業交付金交付決定通知書

(市町村名)

(元号) 年 月 日 第 号で申請のあった介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の2に基づく(元号) 年度地域支援事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭

和30年法律第179号)(以下「適正化法」という。) { 第6条第1項の規定により
第6条第3項の規定により、修正のうえ }

(元号) 年 月 日 厚発 第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第8条の規定により通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事

1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号) 年 月 日厚生労働省発老第 号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は { (元号) 年 月 日第 号申請書記載のとおり
2のとおり } である。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費 金 円
交付金の額 金 円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費	交付金の額
介護予防・日常生活支援総合事業	金 円	金 円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	金 円	金 円
包括的支援事業(社会保障充実分)	金 円	金 円

4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。

6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。

7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

(元号) 年度地域支援事業交付金変更交付決定通知書

(市町村名)

(元号) 年 月 日 厚発 第 号で交付決定された(元号) 年度地域支援事業交付金については、(元号) 年 月 日 第 号申請に基づき、(元号) 年 月 日 厚発 第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事

1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号) 年 月 日厚生労働省 発老第 号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は { (元号) 年 月 日第 号申請書記載のとおり } 2のとおり } である。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費 金 円(内今回増加(減少)額 金 円)
交付金の額 金 円(内今回追加交付(一部取消)額 金 円)

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

Table with 4 columns: 区分, 事業に要する経費, 交付金の額, and a blank column. Rows include 介護予防・日常生活支援総合事業, 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業, and 包括的支援事業(社会保障充実分).

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

(元号) 年度地域支援事業交付金交付額確定通知書

(市町村名)

(元号) 年 月 日 厚発 第 号で交付決定された(元号) 年度地域支援事業交付金については、(元号) 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、(元号) 年 月 日 厚発 第 号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知する。

なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、(元号) 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事

(別表)

(元号) 年度地域支援事業交付金交付額確定内訳書

市 町 村 名

		市 町 村 名		
		確定額	追加交付額	返還を要する額
地域支援事業交付金		円	円	円
内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	円
	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	円	円	円
	包括的支援事業(社会保障充実分)	円	円	円

第 号
(元号) 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

都道府県知事

(標 題)

管内市町村から提出された標記申請(報告)書について、関係書類と照合等その内容を審査し、適正であることを確認したので、別添のとおり提出します。

記入上の注意

標題は、次のとおり記入する。

- (1) 当初申請のときは、「(元号) 年度地域支援事業交付金交付申請書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付すること。
- (2) 変更交付申請のときは、「(元号) 年度地域支援事業交付金変更交付申請書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付すること。
- (3) 事業実績報告のときは、「(元号) 年度地域支援事業交付金事業実績報告書の提出について」と記入し、精算書市町村別内訳(様式2)を添付すること。

別紙様式第8様式1別表

(元号) 年度地域支援事業交付金所要額における地域包括支援センター運営費の内訳

別紙様式第2様式
1別添2において対
応する欄

市町村名	A欄	B欄		C欄	D欄		
	総事業費(ア) 1	寄付金その他の収入額(イ)	うち指定介護予防支援等にかかる収入額(ウ) 2	差引額(エ) (ア - イ)	地域包括支援センターの運営にかかる対象経費支出予定額(オ) 3	指定介護予防支援等にかかる収入額(ウ) 2	差引額(カ) (オ - ウ)
合計							

1 指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。また、指定介護予防支援等の業務の指定居宅介護支援事業所への委託を行っている場合における委託費を
 2 指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。
 3 指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。また、指定介護予防支援等の業務の指定居宅介護支援事業所への委託を行っている場合における委託費を

別紙様式第8様式2別表

(元号) 年度地域支援事業交付金所要額における地域包括支援センター運営費の内訳

別紙様式第4様式
1別添2において対
応する欄

市町村名	A欄	B欄		C欄	地域包括支援センターの運営にかかる対象経費支出予定額(オ)	指定介護予防支援等にかかる収入額(ウ)	D欄
	総事業費(ア)	寄付金その他の収入額(イ)		差引額(エ) (ア-イ)			差引額(カ) (オ-ウ)
	1				3	2	
		うち指定介護予防支援等にかかる収入額(ウ)					
			2				
合計							

1 指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。また、指定介護予防支援等の業務の指定居宅介護支援事業所への委託を行っている場合における委託費
 2 指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。
 3 指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。また、指定介護予防支援等の業務の指定居宅介護支援事業所への委託を行っている場合における委託費